

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための学生行動指針（第8版）

佐久大学  
佐久大学信州短期大学部

新型コロナウイルス感染防止のため、学生は以下の行動指針に沿って行動するようお願いします。なお、本指針は、今後の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の状況に応じて、随時見直しを行います。

### 記

#### 1. 日々の過ごし方について

学生は、感染予防に努めるとともに、以下のことに気をつけて生活すること。

##### 1) 感染予防の徹底と健康管理に努める

- ①人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。
- ②症状がなくても常にマスクを着用し、マスクなしでの会話をしないこと。
- ③手指衛生（石鹸と流水を用いた手洗い、またはアルコールを用いた手指消毒）を徹底すること。
- ④うがい、咳エチケットを励行すること。
- ⑤毎日3回（朝、昼、就寝前）は自身の健康状態を確認し、「健康・行動歴チェック表」に記録すること。その際、行動歴も記録しておくこと。

##### 2) 不要不急の外出はしない

- ①不要不急の外出はしないこと。
- ②長野県が指定する感染拡大地域（直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人を上回っている地域及び外出自粛を要請している地域※）には行かないこと。
- ③県境移動はできるかぎり控えること。やむを得ず県外へ外出する場合は、「県外外出届」を事前に学生課へ提出し、必ず許可を受けること。（事後の届け出は不可）
- ④海外への渡航は禁止する。
- ⑤感染拡大のリスクを高める3つの環境（多数が集まる密集場所、換気の悪い密閉空間、近距離で会話や発声をする密接場面）には行かない。
- ⑥家族以外の人と多人数で、又は長時間にわたっての会食はしないこと。

※長野県ホームページで常に最新情報を確認すること。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/monitoring.html>

##### 3) 感染の疑いがある場合や感染した場合は、別紙1「感染症に罹患した場合の対応について」に従うこと。

## 2. 登学時の留意事項について

### 1) 毎朝、健康チェックを実施すること

以下のいずれかの症状がある場合は、**出席停止（登学禁止）**とする。症状がある学生は、登学はせずに、保健室 [TEL 0267-68-6680(代)] まで連絡すること。

- ①発熱が続いている。
- ②咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚障害等の症状がある。

※1 出席停止期間中の欠席は、欠席扱いとしないものとします。

※2 登学後は、「欠席届(新型コロナウイルス感染症拡大防止用)」を教務課へ提出すること。

### 2) マスクを着用すること

学内では、感染防止のため、マスクを着用すること。

### 3) 体温計を携帯すること

毎日必ず体温計を携帯し、学内でも検温を行うこと。忘れた場合は保健室で貸与するので、申し出ること。

### 4) 行動歴により出席停止（登学禁止）となるので、注意すること

長野県が指定する感染拡大地域に往来した場合は、**往来日より14日間の出席停止（登学禁止）**とする。この場合、登学は「感染拡大地域」から戻った日を含めて14日間を過ぎてからとなるので、注意すること。

但し、コロナワクチン2回接種済の学生については、就職活動など必要不可欠な事情で往来する場合は、この限りではない。

## 3. 学内施設利用・課外活動等について

### 1) 学内施設利用

学内施設の利用にあたっては、「感染予防対策と学内施設利用方法 COVID-19 対応」を遵守し、利用すること。各施設の利用時間については、事務局からの案内に従うこと。

### 2) 課外活動等（クラブ・サークル活動、学友会活動、ボランティア活動、インターンシップ・就職活動、アルバイト）

課外活動等については、別紙2「課外活動等における学生行動基準」及び別紙3「学生団体の活動に関する感染拡大防止対策の指針(COVID-19 対応)」に従い、活動すること。活動にあたっては、事前に学生課へ届出し、十分な感染対策を講じた上で行うこと。

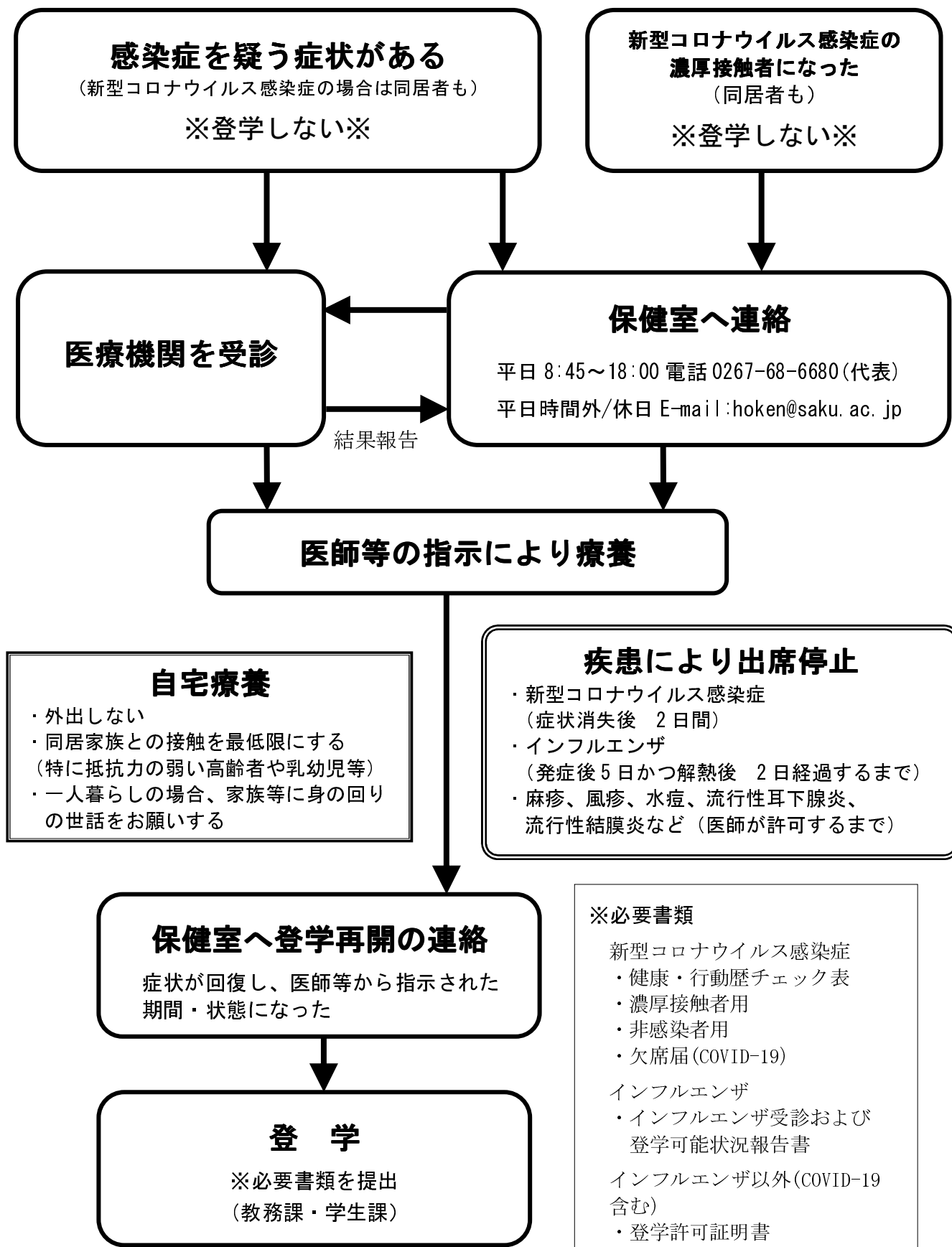
なお、実習前及び実習期間中の行動については、実習担当教員の指示に従うこと。

### 4. その他

不明な点がある場合は、大学事務局まで問い合わせること。

以 上

## 感染症に罹患した場合の対応について



### 自宅療養

- ・外出しない
- ・同居家族との接触を最低限にする  
(特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児等)
- ・一人暮らしの場合、家族等に身の回りの世話を願います

### 疾患により出席停止

- ・新型コロナウイルス感染症  
(症状消失後 2日間)
- ・インフルエンザ  
(発症後5日かつ解熱後 2日経過するまで)
- ・麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、  
流行性結膜炎など(医師が許可するまで)

### ※必要書類

- 新型コロナウイルス感染症
- ・健康・行動歴チェック表
  - ・濃厚接触者用
  - ・非感染者用
  - ・欠席届(COVID-19)

### インフルエンザ

- ・インフルエンザ受診および  
登学可能状況報告書

### インフルエンザ以外(COVID-19 含む)

- ・登学許可証明書

## 課外活動等における学生行動基準

長野県の感染警戒レベル			学生行動基準			
レベル	アラート	状態	クラブ・サークル 学友会	ボランティア	インターンシップ 就職活動	アルバイト
1	-	陽性者の発生が落ち着いている状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
2	注意報	感染者が確認されており、注意が必要な状態	許可の上、活動可	許可の上、活動可	許可の上、活動可	許可の上、活動可
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	学外活動（対外試合等）及び、練習等への学外者の参加禁止	全面禁止	県外への移動を伴う場合は活動自粛を要請 但し、就職試験のみ可	活動自粛を要請 但し、経済的に困窮している場合のみ可
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態				
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態				
圏域の感染警戒レベル 6	まん延防止等重点措置公示（特措法に基づく）	特定の区域において国民生活及び国民経済に基大な影響を及ぼすおそれがある状態（ステージⅢ相当）	全面禁止	全面禁止	全面禁止	全面禁止
全県の感染警戒レベル 6	緊急事態宣言（特措法に基づく）	国民生活及び国民経済に基大な影響を及ぼすおそれがある状態（ステージⅣ相当）	全面禁止	全面禁止	全面禁止	全面禁止
届出書類			学外課外活動願 学外者招聘願	ボランティア活動届	インターンシップ参加届 県外外出届	アルバイト許可願

## 学生団体の活動に関する感染拡大防止対策の指針（COVID-19対応）

佐久大学  
佐久大学信州短期大学部

### 1. 基本的方針

- (1) 体調不良者は活動に参加しないこと。
- (2) 参加者に感染者、濃厚接触者その他保健所や医療機関の指示により自宅等での待機中の者が確認された場合は、ただちに活動を中止すること。
- (3) 学内関係者に感染者が発生した場合はただちに全活動を中止する。

### 2. 活動前の留意点について（それ以前2週間における下記事項を有する者は活動禁止）

#### (1) 体調の確認

- ア. 平熱を超える発熱がないか。
- イ. 咳やのどの痛みなど風邪の症状がないか。
- ウ. だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がないか。
- エ. 臭覚や味覚の異常はないか。
- オ. 体が重く感じたり、疲れやすいことはないか。

#### (2) 濃厚接触者等の確認

- ア. 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がないか。
- イ. 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいないか。
- ウ. 海外渡航歴または海外在住者との濃厚接触がないか。
- エ. 感染流行地域との往来を行い、3密はなかったか。

### 3. 活動時の留意点について

#### (1) 基本的感染防止対策の徹底

- ア. マスクを着用すること。
- イ. 活動前後に流水と石鹸を使った手洗いを行う。（手洗いができない時はアルコール製剤による手指消毒を行う）
- ウ. 人との身体的距離を基本的に2m（短時間でも最低1m）保つこと。
- エ. 体育館は常時窓・扉を開放、教室は30分おきに換気し、屋内の空気がすべて入れ替わるようにする。活動前に換気の担当を決めておくこと。
- オ. 可能な限り対面活動を避ける。オンラインでできる活動は、オンラインで行う。

#### (2) 参加者の氏名、連絡先の把握

責任者は参加者の行動を把握し、感染もしくはその疑いのある者の周囲にいた参加者を特定できるようにする。

(3) 更衣室等の使用上の注意

閉鎖空間での使用はできる限り行わない。使用せざるを得ない場合は、以下の条件を守ること。

ア. 人数を最小に限定し、マスク着用のうえ基本的に一人ずつ行う。

イ. 複数が入る場合は会話を禁じ短時間で行う。

(4) 機器設備等の消毒

活動終了後に、共有した物（ボール等の用具類、情報機器等）や多くの手が触れる場所（イス・テーブル、ドアノブ等）を清掃用薬液で消毒すること。

(5) 人と人との接触を伴う活動は行わないこと。

(6) 大声で発声や声援、歌唱等を伴う活動は行わないこと。

(7) 飲食を伴う活動や集会は当面中止とする。

(8) 学外者との試合、練習及び大会・公演等の出場は当面中止とする。

(9) 活動への参加に不安を抱える学生に対しては、活動を強制することのないよう配慮すること。

(10) 活動後2週間以内に2(1)の体調不良となった参加者は直ちに責任者と顧問に連絡することを徹底し、責任者は速やかに学生課へ連絡すること。

4. 体育系クラブ・サークルの活動の留意事項について

(1) 監督・顧問の責任のもと、部長は参加者の健康状態等をチェックして活動を開始する。

(2) 更衣室や休憩・待機スペースでの3密を避ける等の十分な対策をする。

(3) 参加者には必ずマスクの準備をさせ、運動中のマスクの使用は、呼吸のしにくさ、熱中症の予防の観点から本人の判断によるものとする。

(4) 3密（密閉・密集・密接）を避けるため、

ア. 円陣を組んだり、ハイタッチや握手をしたりしない。

イ. 大声でのかけ声や、声援はしない。

ウ. タオルの共用やスポーツドリンクの回し飲みはしない。

エ. 洗面所やトイレの使用後は流水と石鹸を使った手洗いを行う。

(5) 部長は練習時、参加者の氏名を必ず記録し顧問に報告する。

(6) ゴミの廃棄については十分配慮して行う。

(7) ボール・用具・器具の消毒、アリーナの清掃等を徹底する。